

平成28年度

水質検査計画書

平成28年3月

川本町

1. 水質検査の基本方針

需要者の皆様が安心して水道水をご利用いただくために、水源の状況に応じ適切な水質検査を実施するとともに、安全な水道水を供給していることをご理解いただくため、水質検査計画を策定し、計画的に水質検査を実施致す。

また、適正な水道水質管理を行うためには、水道水源の水質変化の程度を把握することが極めて重要であることから、水道原水の水質検査についても定期的に実施するよう計画するものとする。

なお、臨時に行なう水質検査については、水源周辺の環境状況の変化や突発的な水質変化等に応じて、弾力的に別途計画するものとする。

2. 対象水道施設の概要

別紙－1（原水及び浄水）

3. 水質検査を行う項目、採水の場所、検査の回数及びその理由

水道法施行規則第15条第1項の規定に基づき各水道施設毎に次のとおり実施するものとする。

1) 毎日検査について

色及び濁り並びに消毒の残留効果に関する検査については、各配水施設等において1日1回以上検査を行うものとする。

2) 浄水検査について

水質基準に関する省令の表の上欄に掲げる事項についての検査は、各水系管末の給水栓等を採水場所とし、同項の三号を判断基準として回数を定め検査を実施するものとする。

3) 原水検査について

水道原水についての検査は、水質基準に関する省令の表の上欄に掲げる事項のうち消毒副生成物を除く項目を対象として年1回検査を実施するものとする。

以上、具体的な水質検査計画表（別紙－2）を別に定めるものとする。

4. 検査を省略する項目とその理由

検査の省略については、平成15年9月29日付け、厚生労働省令第百四十二号三により、検査項目を決定しました。省略の考え方については、別紙－3を参照。

それにより、平成28年度の検査項目は、別紙－2のとおり実施する。

5. 臨時の水質検査

下記の事項が生じた場合、対策を講じた後臨時の水質検査を行なう。

- (1) 水源の水質が著しく悪化したとき。
- (2) 水源に異常があったとき。
- (3) 水源付近、給水区域及びその周辺において消化器系感染症が流行しているとき。
- (4) 浄水過程に異常があったとき。
- (5) 配水管の大規模な工事その他水道施設が著しく汚染されたおそれがあるとき。
- (6) その他特に必要があると認められる場合。

6. 水質検査を委託する場合における当該委託の内容

3. 1)を除く当該水質検査については、これを全て厚生労働大臣登録検査機関であって、下記の要件を満たした者に委託することとし、別途、水質検査業務委託契約書を締結したうえ、これを執行するものとする。

- 1) 厚生労働大臣が実施する精度管理において、良好な状態が維持されている検査機関。
- 2) 水道 GLP を取得している検査機関。
- 3) 水道技術管理者を有する検査機関。

(原水)

区分	No.	対象施設・系統名・採水場所	水源種類	処理方法
原水	①	川本水源施設① 川本第1水源	浅層地下水	消毒のみ
	②	川本水源施設② 川本第2水源	浅層地下水	消毒のみ
	③	因原水源施設① 井出の内水源	浅層地下水	消毒のみ
	④	因原水源施設② 志谷水源	浅層地下水	消毒のみ
	⑤	三原水源施設① 第1水源	湧水	緩速ろ過
	⑥	三原水源施設② 第2水源	湧水	緩速ろ過
	⑦	三原水源施設③ 第3水源	深層地下水	緩速ろ過
	⑧	三原水源施設④ 第4水源	深層地下水	緩速ろ過
	⑨	三原水源施設⑤ 第5水源	湧水	緩速ろ過
	⑩	三谷水源施設① 湯谷水源	湧水	緩速ろ過
	⑪	三谷水源施設② 三俣水源	浅層地下水	緩速ろ過
	⑫	小谷水源施設① 小谷水源①	伏流水	消毒のみ
	⑬	小谷水源施設② 小谷水源②	深層地下水	緩速ろ過
	⑭	田原水源施設 田原水源	湧水	緩速ろ過
	⑮	市井原水源施設 第1・第2水源	湧水・河川水	緩速ろ過
	⑯	笹畑水源施設 笹畑水源	深層地下水	除鉄・除マンガン

(浄水)

区分	No.	対象施設・系統名・採水場所
浄水	①	川本水源施設① 川本町役場
	②	川本水源施設② 多田集会所
	③	因原水源施設① 川本西公民館
	④	三原水源施設① 寺本金物店
	⑤	三原簡易水道② 親和集会所
	⑥	三谷水源施設① 遠藤大作宅
	⑦	三谷水源施設② 竹下敬子宅
	⑧	小谷水源施設 半部集会所
	⑨	田原水源施設 八幡会館
	⑩	市井原水源施設 坂口賢治宅
	⑪	笹畑水源施設 笹遊里館

全項目検査（浄水） 51項目

項	項 目	基本項目検査	3ヶ月毎検査
基01	一般細菌	○	
基02	大腸菌	○	
基03	カドミウム及びその化合物		
基04	水銀及びその化合物		
基05	セレン及びその化合物		
基06	鉛及びその化合物		
基07	ヒ素及びその化合物		
基08	六価クロム化合物		
基09	亜硝酸態窒素		○
基10	シアン化物イオン及び塩化シアン		○
基11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素		
基12	フッ素及びその化合物		
基13	ほう素及びその化合物		
基14	四塩化炭素		
基15	1,4-ジオキサン		
基16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン		
基17	ジクロロメタン		
基18	テトラクロロレチレン		
基19	トリクロロエチレン		
基20	ベンゼン		
基21	塩素酸		○
基22	クロロ酢酸		○
基23	クロロホルム		○
基24	ジクロロ酢酸		○
基25	ジブロモクロロメタン		○
基26	臭素酸		○
基27	総トリハロメタン		○
基28	トリクロロ酢酸		○
基29	プロモジクロロメタン		○
基30	プロモホルム		○
基31	ホルムアルデヒド		○
基32	亜鉛及びその化合物		
基33	アルミニウム及びその化合物		
基34	鉄及びその化合物		
基35	銅及びその化合物		
基36	ナトリウム及びその化合物		
基37	マンガン及びその化合物		
基38	塩化物イオン	○	
基39	カルシウム、マグネシウム等（硬度）		
基40	蒸発残留物		
基41	陰イオン界面活性剤		
基42	ジェオスミン		
基43	ニ-メチルイソボルネオール		
基44	非イオン界面活性剤		
基45	フェノール類		
基46	有機物等（全有機炭素(TOC)の量)	○	
基47	pH値	○	
基48	味	○	
基49	臭気	○	
基50	色度	○	
基51	濁度	○	